

★103 万円の壁 働き控え生む 5 種類

税金や保険料の負担が増えないように労働時間を抑えてしまう「年収の壁」が問題となっている。

税の壁は、パートの年収が 100 万を超えると住民税、103 万を超えると所得税がかかる。課税されるのは 103 万を超えた部分だけなので、税負担が発生しても年収が増えれば手取り事自体は増えていく。本人にとって壁はないのに 103 万を超えないように働く人が少なくないのは、次の理由による。企業が 103 万を超えると配偶者手当を打ち切るケースが多く、世帯収入が減る。また、19 歳～23 歳未満のアルバイト学生は 103 万を超えると特定扶養控除が無くなって親の税負担が大きく増える。

社会保険料の壁は 106 万と 130 万。51 人以上の企業に勤めるパートは年収が 106 万(月収 8.8 万)で社会保険に加入する義務が発生し、年約 15 万の社会保険料負担が生じる。加入前よりも手取りを増やすには年収 125 万になるまで働かなくてはならない。年収 130 万以上になると家族の社会保険の扶養を外れ、自身で社会保険料を負担する必要がある。

年収 (万円)	住民税	所得税	社会保険料	配偶者特別 控除の減少
150～		かかる		あり
130～150		かかる		なし
106～130	かかる		原則かかる	なし
103～106	かかる		なし	
100～103	かかる		なし	
～99			なし	

★大学講師 無期転換認めず

有期雇用契約が通算 5 年を超えたのに無期契約に転換されず、雇止めされたのは違法として、元大学講師が大学側に地位確認などを求めた訴訟で、最高裁は無期転換を認めない判決を言い渡した。

2013 年施行の改正労働契約法は、有期契約が通算 5 年を超えると雇い主の意思にかかわらず無期契約に変更できる「無期転換ルール」がある。一方大学教員の任期を定めた「任期法」は「多様な人材の確保が特に求められる教育研究組織の職」については、通算 10 年を超えないと無期転換されない「特例規定」がある。最高裁が「10 年特例」について判断を示したのは初めて。

★障害者就労 4,279 人解雇

障害者が雇用契約を結んで働きながら技能を身につける「就労継続支援 A 型事業所」の閉鎖が今春から全国で相次ぎ、3 月～7 月に少なくとも 4,279 人の障害者が解雇されたことが 14 日厚労省の実態調査でわかった。

障害福祉サービスの対価として国が事業所に支給する報酬を 4 月の改定で引き下げたのが要因。障害者の年間解雇者は最多を更新する見通し。

A 型事業所は 7 月末時点で約 4,470 か所あり、障害者約 87,200 人が利用。国が事業所に支給する報酬を 4 月から引き下げた 3 月～7 月に 329 か所が閉鎖され 4,279 人が解雇や自主退職となった。

解雇された障害者の再就職を自治体など行政が支援し、収支が悪化している事業所には経営改善を指導するべきだとの意見が上がった。

★高齢者の労災防止へ調査

働く高齢者の増加に伴って相次ぐ労災事故に歯止めをかけようと厚労省が研究班を立ち上げ、身体能力や認知機能を図る本格的な調査に乗り出した。

高齢者の労災事故は回復までに時間がかかり、深刻な被害をもたらすケースが少なくない。年金が少なく生活のために働いていたのに、事故によって歩く事さえ難しくなった人も。70 代女性が商品の陳列作業中、障害物がないのに床に足をとられて転び骨折し 2 か月の休業。

60 歳以上の労災事故(休業 4 日以上)で一番多いのは転倒。一方で 60 歳以上の労働者が働く事業所で高齢者の転倒防止に取り組んでいると答えたのは少数にとどまった。取り組まない理由は「自社の高齢労働者は健康である」との回答が多い。



イチヨウ並木